

(第6条関係)

# 入会申込書

玉村町魅力発信機構 会長 様

玉村町魅力発信機構の目的に賛同し、会員として入会を申し込みます。

令和 年 月 日

会員種別 区分	<input type="checkbox"/> 正会員（法人、団体）（口数_____口）			
	<input type="checkbox"/> 正会員（個人事業主、個人）（口数_____口）			
	<input type="checkbox"/> 賛助会員 ※賛助会員様は、本機構の議決権がございません。また、HP、SNS等のリンクサービスもございませんので下記網掛け欄の記入は不要です。			
氏名又は 法人・団体名	フリガナ			
代表者 (役職・氏名)				
住所・所在地	〒 _____			
連絡先	電話	( )	FAX	( )
E-mail				
団体・法人の 担当部署・氏名				
会費金額	_____ 円			
機構ホームページ等 への掲載	会員紹介	<input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない	貴HP・SNS 等へのリンク	<input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない
HP・SNS	HP	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	SNS	<input type="checkbox"/> 有 (種類: _____) <input type="checkbox"/> 無
参考事項	業種	<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 土産・菓子 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 百貨店・スーパー <input type="checkbox"/> 金融業 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 運輸交通 <input type="checkbox"/> 旅行業 <input type="checkbox"/> 報道 <input type="checkbox"/> 広告宣伝 <input type="checkbox"/> 企画製作・印刷 <input type="checkbox"/> イベント・まつり <input type="checkbox"/> スポーツ・レジャー <input type="checkbox"/> 芸能・音楽 <input type="checkbox"/> 園芸・農園 <input type="checkbox"/> 卸売業・製造業 <input type="checkbox"/> サービス <input type="checkbox"/> 被服・美容 <input type="checkbox"/> 教室 <input type="checkbox"/> 建設・不動産 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他 (具体的にご記入ください: _____)		
	現会員様の 紹介	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (ありの場合、会員名 _____ 様)		

## <事務局使用欄>

◇受付日：令和 年 月 日

◇承認日：令和 年 月 日

会長	町担当	事務局

玉村町魅力発信機構

会 長 様

## 同 意 書

この度、玉村町魅力発信機構の会員として入会申込することをもって、以下の事項を厳守することを、同意いたしました。

### 記

1. 玉村町魅力発信機構（以下、機構という。）と共に玉村町の知名度を向上させ、観光や物産振興、振興及び地域の活性化と、町外からの来訪者との交流に尽力し、地域経済の発展及び文化の発展・向上に協力します。
2. 玉村町のイメージを汚し、機構の信用品位を損なうようなことは行いません。
3. 観光客をはじめとした来訪者等とのトラブルの際など、機構に一切迷惑をかけません。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人（個人）等ではありません。

以上について同意します。

万が一法令等に違反した行為が判明した場合、トラブル、苦情発生に伴い各事項を守れない場合は、発生から真意が判明するまでの期間、機構の広告宣伝（情報誌、ホームページの掲載を含む）及び案内を停止すること、機構会則 第8条第2項（退会について）に該当する場合には会員資格を喪失すること、第7条第5項（会費の不返還について）の規定について、異議申立てしません。